

平成28年第2回上三川町議会定例会会議録

平成28年3月17日（木）

16 目 目

（常任委員会審査結果報告・討論・採決）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 田中 文雄 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	岸 豊
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	横島 晃	福祉課長	川島 信一
健康課長	渡辺 誠司	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
上下水道課長	小林 実	農業委員会事務局長	石戸 実
会計管理者兼出納室長	坂本 稔	教育総務課長	鶴見 勉
生涯学習課長	瓦井 治男		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第2号から議案第22号まで、及び議案第320号から議案第36号まで、並びに陳情第1号の常任委員会審査結果報告について

- 日程第2 委員会案第1号 上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第4 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第37号 平成27年度上三川町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第2 委員会案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防を求める意見書の提出について

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入る前に諸般の報告をいたします。議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【田中文雄君】 諸般の報告をいたします。

去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、稲葉 弘議員、故貝賀芳夫議員が地方議会議員の自治功労者として表彰されました。よって、表彰状の伝達を行います。

表彰される稲葉議員は前にお進みください。

(表彰状伝達・授与・拍手)

なお、故貝賀芳夫議員につきましては、後日、議長より家族へ伝達いたします。

以上で表彰状の伝達、諸般の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程に入ります。日程第1「議案第2号から議案第22号まで、及び議案第30号から議案第36号まで、並びに陳情第1号の常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成28年3月17日

上三川町議会議長 津野田重一 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第2号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (3) 議案第4号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第5号 上三川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第6号 上三川町職員の退職管理に関する条例の制定について
- (6) 議案第7号 上三川町職員の降給に関する条例の制定について
- (7) 議案第8号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第9号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第10号 上三川町行政不服審査法施行条例の制定について
- (10) 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (11) 議案第12号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第13号 上三川町第7次総合計画基本構想について
- (13) 議案第14号 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第30号 平成28年度上三川町一般会計予算のうち所管予算

2 審査日

平成28年3月9日、11日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

平成28年3月17日

上三川町議会議長 津野田重一 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 稲川 洋

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第15号 上三川町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第16号 上三川町障がい者自立支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第17号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第18号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第19号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について

- (6) 議案第20号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第21号 上三川町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- (8) 議案第22号 上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第30号 平成28年度上三川町一般会計予算のうち所管予算
- (10) 議案第31号 平成28年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
- (11) 議案第32号 平成28年度上三川町介護保険事業特別会計予算
- (12) 議案第33号 平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
- (13) 議案第34号 平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計予算
- (14) 議案第35号 平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
- (15) 議案第36号 平成28年度上三川町水道事業会計予算
- (16) 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

2 審査日

平成28年3月9日、11日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決とし、陳情は、一部採択とする。

○議長【津野田重一君】 これより委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

3月2日及び3日の本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第2号から議案第14号までの条例等案件、及び議案第30号平成28年度一般会計予算のうち所管予算の計議案14件であります。

3月9日及び11日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

条例等審査における主な質疑は、総務課所管の議案第7号で、降給の判断に関する質問に対し、人事評価の結果をもとに研修等を行い、その後の改善の状況により降給の判断を行う、との説明がありました。

議案第10号では、行政不服審査会に関する質問に対し、委員は3人で、委員長については、行政に精通した弁護士等の人選を考えている、また、行政不服審査の申し立ては、近年事例はない、との説明

がありました。

企画課所管の議案第13号では、第7次総合計画に関する質問に対し、基本的な考え方は第6次総合計画を継承し進めていく、また、第6次総合計画の評価は町民を対象としたアンケートにより意見を聞く外部評価と、各課担当者による内部評価を行い、新しい政策に反映させている、との説明がありました。

税務課所管の議案第14号では、改正によりどのくらいの世帯の税率が引き下げになるかという質問に対し、平成27年10月時点の試算では95%強の世帯で見込まれる、との説明がありました。

予算審査のうち歳入における主な質疑は、税務課所管予算で、町民税の滞納繰越分の徴収率に関する質問に対し、個人住民税は26%、法人町民税は15%、固定資産税は24%、軽自動車税は17%、都市計画税は27%の徴収率を見込んでいる、との説明がありました。

企画課所管予算では、地方債の銀行等からの借り入れに関する質問に対し、町内に支所または支店を有する金融機関のうち、一番低い利率を提示した金融機関から借り入れを行っており、平成26年度の借入利率は、年0.175%で、次の借入を予定している平成28年5月にはさらに利率が下がると思われる、との説明がありました。

歳出における主な質疑は、総務課所管予算で、自主防災組織設立事業の現在の状況及び平成28年度計画に関する質問に対し、平成27年度は田川沿いの石田地区等の15自治会を中心に組織設立推進を行い、これまで6自治会に設立交付金を交付しており、さらに増えるものと考えている。平成28年度は武名瀬川及び鬼怒川沿いの20自治会に組織設立推進を図っていく計画である、との説明がありました。

税務課所管予算では、コンビニエンスストア収納の委託料に関する質問に対し、1件当たり57円の単価で、年間1万5,500件を見込んでいる、との説明がありました。

住民生活課所管予算では、上三川霊園の販売状況に関する質問に対し、第1種及び第2種の墓地は全区画埋まっており、第3種の芝生墓地は165区画を整備し、平成28年2月末現在で53区画が使用されている。第4種の合葬墓地については400柱のうち、平成28年2月末現在で18件の利用申し込みがあった、との説明がありました。

教育総務課所管では、小中学校の防犯カメラ設置に関する質問に対し、現在設置されているのは上三川小学校及び上三川中学校で、今後の計画は、中学校は平成28年度、小学校は平成28年度から3年間で設置し、費用は2,500万円程度を見込んでいる、との説明がありました。

生涯学習課所管予算では、文化財保護費のうち委託料の内容に関する質問に対し、町指定文化財史跡かぶと塚古墳石室管理用地物件調査に関する委託料である、との説明がありました。

審査の結果、議案第2号から議案第14号まで、及び議案第30号は、全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長【津野田重一君】 産業厚生常任委員長の報告を求めます。8番・産業厚生常任委員長、稲川洋君。

(8番・産業厚生常任委員長 稲川 洋君 登壇)

○8番・産業厚生常任委員長【稲川 洋君】 それでは、産業厚生常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

3月2日及び3日の本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第15号から議案第22号までの条例案件、並びに議案第30号平成28年度一般会計予算のうち所管予算及び議案第31号から議案第36号までの平成28年度特別会計予算の計議案15件と、陳情第1号の陳情1件であります。

3月9日及び11日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

条例審査における主な質疑は、福祉課所管の議案第16号で、放課後等デイサービス事業の対象者及び指導員に関する質問に対し、事業の支給決定を受けている対象者は約20人で、指導員は3人を予定している、との説明がありました。

議案第17号では、保育士の配置に関する質問に対し、朝夕等の時間帯において、改正により2人のうち1人を子育て支援員研修受講者等で対応が可能となる、との説明がありました。

保険課所管の議案第18号では、地域包括ケア会議の委員に関する質問に対し、予定人数は8人であり、構成員の中の専門職については、司法書士、社会福祉士、ケアマネージャー、訪問看護ステーションの看護師、民生委員等を想定している、との説明がありました。

産業振興課所管の議案第21号では、消費生活センターに関する質問に対し、平成26年度は176件、平成27年度は2月末までに185件の相談があり、携帯電話等での架空請求に関するものが増加している、との説明がありました。

上下水道課所管の議案第22号では、企業職員の人事評価に関する質問に対し、平成28年度中に人事評価を実施し、平成29年6月の給与から反映される、との説明がありました。

予算審査のうち一般会計歳出予算における主な質疑は、福祉課所管予算で、65歳以上の障がい者の福祉サービス受給に関する質問に対し、介護保険制度を優先的に利用することになるが、介護保険制度にはないもの等については、福祉サービスでの対応となる、との説明がありました。

健康課所管予算では、一般健康診査等事業のうち若年者健診に関する質問に対し、平成25年度の受診者は95人、平成26年度は201人、平成27年度は246人と年々増加しており、疾病の早期発見と治療につながっている、との説明がありました。

産業振興課所管予算では、青年就農給付金事業に関する質問に対し、45歳未満の独立就農自営者に年間最大150万円を最長5年間給付する事業であり、現在、対象者は3人で、平成28年度に1人の申請予定者がいる、との説明がありました。

都市建設課所管予算では、道路維持管理費の町道の除草作業に関する質問に対し、交通量等の条件により異なるが、年に2回から3回実施している、との説明がありました。

保険課所管予算のうち一般会計については、敬老祝金に関する質問に対し、支給対象者は513人を見込んでいる、との説明がありました。

国民健康保険事業特別会計予算については、保険税の滞納者への対応に関する質問に対し、1年以上滞納をしている世帯に対しては、有効期間4カ月の短期保険証を交付し、また全く納付の意思がない世帯に対しては、被保険者資格証明書を交付している、との説明がありました。

介護保険事業特別会計予算については、介護保険料の増額理由に関する質問に対し、第1号被保険者数が増えたことによるもので、平成27年度は6,350人、平成28年度は6,550人を見込んでいる、との説明がありました。包括的支援事業の高齢者虐待対応の委託料に関する質問に対し、対応が困難な案件について、栃木県虐待対応センターに弁護士、社会福祉士に専門的なアドバイスを受けるもので、件数は3件を見込んでいる、との説明がありました。

後期高齢者医療特別会計予算については、保険料の減免制度に関する質問に対し、免除制度はないが最大で9割軽減される、との説明がありました。

上下水道課所管予算のうち公共下水道事業特別会計予算については、下水道使用料に関する質問に対し、基本料金は1,080円であり、徴収率は平成26年度で約99.95%と高い数値である、との説明がありました。

水道事業会計予算については、水道管の布設替えに関する質問に対し、老朽管の布設替工事は約450メートルで、費用は2,000万円を見込んでおり、今後の計画については、平成28年度に長期更新計画を策定する予定である、との説明がありました。

審査の結果、条例審査のうち、議案第15号及び議案第16号、並びに議案第18号から議案第22号までは全員賛成により、議案第17号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。また、予算審査のうち、議案第30号から議案第33号までは賛成多数により、議案第34号から議案第36号までは全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

陳情第1号については「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうからなるさまざまな障害の発症は、その後の日常生活に大きな影響を及ぼすことから、家庭及び教育現場等での正確な知識の理解が必要である」、「自治体への相談対応のできる職員の配置は、対応に医学的専門知識が必要となることから、行政の窓口設置は困難と考える」、などの意見があり、委員会では、全員賛成で、各自治体における医療相談窓口等の設置等を除く一部採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長【津野田重一君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 反対討論をいたします。まず、一般会計の中で、マイナンバー制度の問題です。日本年金機構職員のパソコンが外部から送られたメールによってウィルス感染し、125万件にのぼる個人情報が流出をいたしました。これらの事件は、100%情報漏洩を防ぐ完全なシステムの構築はないことが裏づけられました。意図的に情報を盗み売る人間がいる。一度漏れた情報は流通、売買され、取り戻すことができません。情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなるなど問題です。マイナンバー制度は町民にとってメリットは何もありません。やはり、凍結をして中止すべきです。

そして、第2点は国民健康保険事業についてです。国保加入している約4割世帯の1割強を超える世帯が高過ぎる保険税を払い切れず滞納しております。所得300万円、夫婦45歳、子ども2人、固定資産7万円では年額56万2,900円という高さです。負担能力をはるかに超えた国保税は引き下げべきです。今回の税制改正では、1人当たり7,838円、1世帯当たり1万4,576円引き下げられました。しかし、今の町民の生活実態からしては余りにも低い金額ではないでしょうか。県内の44市町村の中で14の市町が、財政状況が厳しい中で一般会計からの繰り入れを行っております。その総額は全体で19億5,700万円。益子町では1億3,580万円、壬生町では1億3,790万円となっております。また、この審議の中で、均等割2万9,000円は、子どもの数が増えるほど負担となります。ですから、やはり、子育て支援に大きく逆行する制度です。やはり、多子世帯減税の取り組みは必要なのではないでしょうか。

次に介護保険です。介護保険は、介護を社会的に支える制度として発足をいたしました。実態は年間10万人の方が家族介護のために職場をやめざるを得ない現実です。保険料を払っても介護が受けられないなど、問題だらけです。15年度の見直しでは、要介護より軽い要支援向けの訪問、通所介護が介護保険の対象から外され、地域支援事業に移行されました。厚生労働省は、社会保障費抑制のための200万人以上にのぼる要介護1、2の高齢者に対するサービス切り捨てなどの制度大改悪を検討項目に挙げております。給付の削減は重度化を早め、介護財政を圧迫するなど、認知症の人と家族の会の声が上がっております。これは大きな問題です。

そして、後期高齢者医療制度についてです。わずかの年金の中から天引きをされ、2年ごとに改正され、そして医療費の増加と人口増加に伴い値上げをする制度です。高齢者を年齢で差別し、別枠にする医療制度は日本だけです。現在、年金収入で258万円以下の世帯を対象に保険料の軽減措置が行われております。特例として最大9割軽減がされておりますけれども、この特例の廃止で保険料は2倍、3倍となります。やはり、高齢者が安心して生活するためにも問題だらけの医療制度ではないでしょうか。やはり、今回の予算は、町民の暮らしを守る不十分な予算と言わなければなりません。

以上の理由によりまして、私は、議案第30号「平成28年度上三川町一般会計予算」、議案第31号「平成28年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第32号「平成28年度上三川町介護保険事業特別会計予算」、議案第33号「平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算」には反対です。

○議長【津野田重一君】 稲葉議員に申し上げます。ただいまの討論の内容の中には国の政策に係るものが含まれておりますので、今後注意をお願いいたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、稲見敏夫君。

(12番 稲見敏夫君 登壇)

○12番【稲見敏夫君】 私は、本定例会に提出されました平成28年度一般会計予算、特別会計予算、及び水道事業会計予算の各議案につきまして、各常任委員会委員長報告のとおり、原案に賛成の立場から討論をいたします。

去る3月2日、平成28年度予算案が提出され、町長から予算編成方針、また、各担当課長から予算概要の説明があり、その後、全体質疑を行い、各常任委員会に付託をされました。各常任委員会におい

て慎重に審議を尽くされ、その結果、委員長報告は可決であります。

我が国の経済状況は緩やかな回復基調にあるものの、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含みのところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがあります。約1,700ある地方公共団体の多くは財政力の弱い市町村であり、国においても地方財政はきわめて厳しいとの判断のもと、平成28年度地方財政計画においても、地方交付税や地方債などによる財源保障をしています。

このような中であって、地方分権改革の推進、少子高齢化に向けた介護、医療、子育て支援、人口減少問題など、担うべき役割に即した財源の確保が重要となります。

町の平成28年度一般会計予算を見ますと104億3,200万円で、前年度と比較し8億5,300万円、8.9%の増。また、過去10年間においても3番目に大きい額となっており積極的な予算であります。歳入におきましては、根幹を成す町税が60億8,722万6,000円で、前年度と比較し6億6,027万1,000円、12.2%の増となっております。

なお、自主財源は70億2,529万9,000円で、構成比は67.3%、前年度比で8億9,676万3,000円、14.6%の増、また依存財源は34億670万1,000円で、構成比は32.7%、前年度比で4,376万3,000円、1.3%の減となっております。前年度に比べ、町民税の増収等を見込み自主財源を確保し、一方では、地方交付税のうち普通交付税は不交付になると予想するなど、依存財源に頼り過ぎない予算編成の努力が見受けられます。

一方、歳出におきまして、主な事業として、デマンド交通の本格運行事業、児童・妊産婦等医療費助成事業、新たにロタウィルス・おたふく風邪を加えた予防接種助成事業、27年度から実施した健康マイレージを含めた健康づくり事業、生活道路や幹線道路の整備事業、防災無線等整備事業等、社会保障・子育て支援・生活環境の充実など、バランスのとれた施策の推進がうかがわれます。また、各特別会計及び水道事業会計についても、それぞれ事業目的に合った適切な予算編成が講じられていると感じました。

以上の観点から、平成28年度一般会計予算、特別会計予算、及び水道事業会計予算につきましては、自主財源の確保や財政基盤の安定性を図るなど、健全で持続可能な財政運営がうかがえ、上三川町第7次総合計画の初年度に当たる予算として、「共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現を目指す姿勢が示されており、高く評価するものであります。

なお、予算の執行に当たりましては、地方自治の基本であります、住民のために最少の経費で最大の効果を上げられますよう不断の努力にご期待を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長【津野田重一君】 原案に反対者の発言を許します。10番、勝山修輔君。

(10番 勝山修輔君 登壇)

○10番【勝山修輔君】 私は、28年度の一般会計予算の中の委託料、管理料について反対をいたします。その根拠は、いきいきプラザ管理料が年間2億1,054万9,000円であり、年間の使用料金その他で8,613万5,156円の収入があります。これで利益が2万7,802円とありますが、これでは上三川町の一般会計予算と同じではありませんか。人件費、外注費、経費の項目が知らされなくては何を根拠に算出しているのか理解ができません。また、町民のために使用するパソコン、サーバー、器具などの委託料、使用料だと、使用する賃借料は19年度が1億9,548万円、20年度が2

億343万6,000円、21年度が2億2,666万8,000円、22年度が1億8,998万7,000円、23年度が1億8,425万円とあります。5年間も使用して少しも安くなりません。今年度は2億8,261万9,000円と高額です。一番多い20年度と比べても7,918万3,000円も多い金額です。一般町民が一生働いても稼ぐことのできない金額であります。これは経費の垂れ流しと同じではないかと思うからであります。あなた方は町民の税金で賄っている行政マンです。少しでも経費を抑えてむだのない行政であるべきと考えて、私は今年度の予算に反対し、現実性のある予算を組むべきだと考えています。

その手始めとして、いきいきプラザの業務委託料についての見直しを提言いたします。現在の委託料が適正かどうか判断しなければなりません。そもそも、支出するための予算は各年度ごとに入念に精査し決定すべきです。いきいきプラザの業務委託料、及び営業収入は当然、毎年、数字も内容も違います。それによって支出が変わってくるのは当然のことですし、決して一律ではありません。支出は各項目別に金額を算出し、それが適正であるかどうかを見きわめることから始めなければなりません。他の自治体はそうした契約をしております。それが当たり前ではないでしょうか。そして、その年度ごとに検討し、委託料を決定しなければなりません。経営内容により、赤字であれば委託料を増やさなければなりませんし、黒字であれば委託料を削減するということになりませんか。どうして職員の方は理解ができないのですか。そうなれば、支出項目を明確にして、最終的には町民の判断を仰がなければなりません。判断するには収支報告書を町民に公開しなければならないのではありませんか。当たりのことではありませんか。それを、営業上のノウハウの侵害とか、個人情報漏洩とか、誰の立場で物を言っているのでしょうか。大切にしなければならないのは、委託業者ではなくて、町民ではないのですか。

いきいきプラザやパソコン、サーバー、器具などの委託料も同じです。町民の税負担で運営しているのだということを肝に銘じてください。優先順位はあくまでも町民の利害なのです。支出項目の明細がわからなければ、お金の使い道が全く不明瞭になるだけです。行政側には、チェック機能を果たす優秀な職員はいないのかと疑ってしまいます。委託業務とは、何もかも全てを任せるというものではありません。大事なことは、町民の支払う税金がむだに使われないことです。

以上の要点をまとめますと、1番目に、毎年、年度ごとに委託料等、数字を検討し次年度にそれを生かすということです。

2番目に、保護するのは町民の利益であって委託業者の利益ではないということです。

これら2点は町民の誰もが納得することではありませんか。すぐに改善してください。そして、堂々と情報公開してください。これが守られなければ、上三川町における民主政治の崩壊につながると思って反対をいたします。

○議長【津野田重一君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。初めに、議案第2号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「上三川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「上三川町職員の退職管理に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「上三川町職員の降給に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制

定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「上三川町行政不服審査法施行条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「上三川町第7次総合計画基本構想について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「上三川町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「上三川町障がい者自立支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「上三川町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成28年度上三川町一般会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成28年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成28年度上三川町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。こ

れに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成28年度上三川町水道事業会計予算」を裁決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、先ほど委員長報告にありました陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」について採決いたします。これに対する委員長報告は一部採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり一部採択することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 会議途中ではありますが、ここで15分休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本日町長からお手元に配付のとおり、追加議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第1、議案第37号「平成27年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第37号「平成27年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」についてご説明いたします。

今回、追加議案として上程いたしました補正予算は、国の平成27年度補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として措置されました地方創生加速化交付金を財源として、上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策に取り組むために編成したものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金で地方創生加速化交付金を、歳出につきましては、広域連携事業に係る負担金をそれぞれ追加するものでございます。さらに、事業を年度内に完了させることが困難であることから、繰越明許費の追加をするものでございます。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に242万円を追加し、補正後の一般会計総額を114億7,615万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 それでは、議案第37号「平成27年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

事項別説明書によりご説明をさせていただきます。補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金、補正額242万円、これにつきましては、この後、歳出でご説明いたします事業に対する地方創生加速化交付金でございます。以上で歳入の説明を終わります。

ページをめくっていただきまして、12、次に13ページをお開き願います。

それでは、歳出についてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、8目企画費、補正額は歳入と同額の242万円でございます。これにつきましては、広域連携2事業に対する負担金でございます。

内容について申し上げます。まず、栃木県並びに県内全市町、経済団体等が実行委員会となって実施いたします全市町を巡る自転車競技レース、ツール・ド・とちぎへの負担金80万円、また下野市、壬生町、上三川町で構成する協議会において実施いたします事業への負担金162万円を補正するものでございます。

なお、いずれの事業につきましても補助率は10分の10、100%でございます。

また、どちらの事業とも平成28年度の当初予算に計上された事業でございますが、国において協議が整った場合には、平成28年度の補正予算で全額、減額を予定してございます。

6ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表繰越明許費補正でございます。第2款総務費、第1項総務管理費の地方創生連携事業。これにつきましては、町長説明のとおり、いずれの事業も年度内に完了させることが困難でございますので繰越明許するものでございます。

以上で平成27年度上三川町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から説明があったのですけれども、自転車で80万円、その後162万円ということで、壬生、下野、上三川の広域でやるということなのですけれども、具体的な

事業はどのような事業なののでしょうか。説明がありませんでしたので。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 現在のところ予定しているという形でご説明させていただきます。1市2町によります婚活プロジェクト、こういったものを今のところ実施したいということで考えております。以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 婚活プロジェクトということなのですから、これは民間か何かの力を借りてやるということなのですか。どういう構想なののでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 まだ1市2町のものについては予定ということでご了解いただきたいと思っております。これにつきましては、婚活プロジェクトを担当しております業者のほうにお願いをしまして、まだ素案の段階でございますので変動はあるかと思っておりますが、今のところの構想としましては、年3回、各、1市2町で1回ずつということで、男性20名で女性20名という形、委託という形で、こちらについては婚活の事業にたけている業者に1市2町の協議会のほうから委託するような形で今、考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第37号「平成27年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第2、委員会案第1号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 ただいま上程になりました委員会案第1号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案は、議会運営委員会が提出するものであり、平成28年4月1日から新たに設置される建築課を産業厚生常任委員会の所管とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑討論を省き直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認め、これから委員会案第1号を採決いたします。委員会案第1号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、委員会案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。先ほどの陳情の採択に伴い、委員会案として意見書が1件提出されております。以上1件の議案を直ちに日程に追加して議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第2、委員会案第2号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番、産業厚生常任委員長、稲川 洋君。

(8番・産業厚生常任委員長 稲川 洋君 登壇)

○8番・産業厚生常任委員長【稲川 洋君】 ただいま上程になりました委員会案第2号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防を求める意見書の提出について」、ご説明いたします。

本案は、産業厚生常任委員会が提出するものであり、国に対し、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防を強く求めるため本意見書を提出するものであります。

意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防を求める意見書。

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部への衝撃、激しい揺さぶりなどによる頭と脳の急速な動きによって脳が頭蓋内で跳ね回されるなどして脳細胞が損傷を受け、脳内に化学的な変化が生じるものである。

主な症状は、記憶障害、めまい、頭痛、嘔吐、集中力の低下等、複雑かつ多彩である。また、症状は、すぐに発症することもあれば、損傷後、数時間、数日、あるいは数カ月間発症しないこともある。特に高次脳機能障害による理解力・注意力の低下、てんかんなどの意識障害などを発症した場合、症状の消失に数カ月かかることがあり、まれに永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生する。

平成24年7月から文部科学省及び社団法人日本脳神経外科学会から啓発の文書が何度か出されているが、教育現場や家庭では正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回っているのが現状である。また、事故調査をないがしろにしてしまうために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。

よって、下記の事項について適切な措置をされるよう強く要望する。

記

1、脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について、学校・保育所・幼稚園等において周知徹底を図り、事案が発生した場合は客観的に観察して判断を下すとともに、家庭、家族への報告を義務づけ、経過観察を促すこと。

2、脳しんとうが疑われる場合には、専門医の診断と適切な検査の実施を義務づけること。

3、学校・保育所・幼稚園で発生した事案が重篤な場合は、第三者調査機関を設置し迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員会案第2号を採決いたします。委員会案第2号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、委員会案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第3「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」、及び日程第4「総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について」を一括議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので許可いたします。

○町長【星野光利君】 平成28年第2回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日から17日までの16日間にわたり開催いたしましたところ、年度末のきわめにお忙しい中ご審議をいただき、まことにありがとうございました。この間、報告事項、条例の制定や一部改正、補正予算、当初予算、さらには追加の議案などの議案を上程いたしました。いずれの案件につきましても終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては細心の注意を払ってまいる所存でございます。また、予算の執行につきましても、各常任委員長よりご報告がございました内容を真摯に受けとめ、遺漏のないよう対処してまいる所存でございます。

さて、去る2月26日に、長きにわたり町議会議員として本町の発展と町民の福祉向上のためご尽力

されてられました貝賀芳夫様をご逝去されました。議員在職中は、広範多岐にわたり町政運営に対するお力添えを賜りました。急逝を悼み、ここに謹んで哀悼の意を表します。

平成27年度も今月末をもちまして終了となり、本日、出席をしております6人の課長等も、その役目を終えて退職いたします。4月からは新しい執行体制で業務を行うこととなるわけですが、今後も議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、3月2日から本日まで16日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました平成28年度予算をはじめ、多数の重要議案について、終始、慎重かつ熱心にご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、可決された平成28年度予算の執行に当たっては、限りある財源を有効に活用しながら各施策を着実に実行し、最少の経費で最大の効果が上がるよう努力するとともに、その他条例等についても、委員長報告をはじめ、各議員の意見に十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望いたします。

また、本年3月をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間、町政にご尽力をいただきましたことを感謝申し上げます。私の挨拶といたします。

以上をもちまして、平成28年第2回上三川町議会定例会を閉会いたします。まことにご苦労さまでした。

午前11時30分 閉会